

入会金および会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県情報産業協会（以下、「本協会」という。）定款第 7 条に規定する経費等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本協会への入会にあたり、入会金は徴収しない。

(会費)

第3条 本協会の正会員及び賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

(ア) 正会員

従業員数	15 人未満	39,000 円
	15 人以上 30 人未満	78,000 円
	30 人以上 70 人未満	117,000 円
	70 人以上	156,000 円

(イ) 賛助会員 78,000 円

(ウ) 特別会員 0 円

2 正会員の会費（年額）計算の基礎となる従業者数は次による。

- (1) 毎年 4 月 1 日現在、県内事業所に従事している常勤役員および常用雇用従業者数とする（他の事業所へ派遣している者を含む）。
- (2) 常用雇用従業者とは、期間を定めないで又は 1 カ月を越える期間を定めて雇用している者をいう。

3 会費は、4 月と 10 月に分割して納入するものとする。

(臨時会費)

第4条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入方法)

第5条 会費および臨時会費は、本協会が指定した口座に振り込むものとする。

(途中入会)

第6条 年度の途中で入会した会員は、月割り計算により算出した会費を、定められた期日までに納入するものとする。

(退会)

第7条 退会にあたり、既に納付した会費等一切の経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 会費等に未納がある場合、退会までに精算するものとする。退会までに精算できなかった場合は、退会后速やかに支払うものとする。

(改定または廃止)

第8条 この規程の改定または廃止については、理事会の承認を得なければならない。

附則

令和2年4月1日制定、施行

令和8年5月21日改定